



# 社外役員の独立性基準

2015年11月

**ローム株式会社**

## 社外役員の独立性基準

当社の社外役員は以下の項目に該当しない者を選任する。

1. 当社の主要株主<sup>1</sup>又はその業務執行者<sup>2</sup>
2. 当社が主要株主である会社の業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先<sup>3</sup>又はその業務執行者
4. 当社グループを主要な取引先とする者<sup>4</sup>又はその業務執行者
5. 当社グループから役員報酬以外に一定額を超える金銭その他の財産<sup>5</sup>を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
6. 当社グループから一定額を超える寄付又は助成<sup>6</sup>を受けている者（当該助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の理事その他の業務執行者）
7. 当社の会計監査人の代表社員、社員又は従業員
8. 当社の主要な借入先<sup>7</sup>の業務執行者
9. 上記1～8に過去3年間に於いて該当していた者
10. 当社グループから取締役を受け入れている者又はその業務執行者
11. 当社グループの重要な業務執行者<sup>8</sup>の配偶者又は二親等以内の親族

(2015年11月5日制定)

以 上

---

<sup>1</sup> 主要株主・・・総議決権の10%以上

<sup>2</sup> 業務執行者・・・取締役、執行役、社員、使用人

<sup>3</sup> 主要な取引先・・・当社年間連結売上高の2%超の支払いを行っている会社

<sup>4</sup> 主要な取引先とする者・・・年間売上高の2%超の支払いを当社から受けている会社

<sup>5</sup> 一定額・・・個人は年間1千万円、法人は総収入の2%超

<sup>6</sup> 一定額・・・年間1千万円超

<sup>7</sup> 主要な借入先・・・当社の連結総資産の2%を超える金銭の借入先

<sup>8</sup> 重要な業務執行者・・・取締役（社外取締役を除く）及び部長級以上の上級管理職